

令和7年1月14日

委員 各位

検討会運営事務局

第3回 令和6年度魚介類の名称のガイドライン改正案検討会の開催について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より本検討会に参加・協力頂き誠に有難うございます。

さて、前回の検討会にて予めご説明させて頂いたとおり、第3回 魚介類の名称のガイドライン改正案検討会は書面による決議をもって検討会を実施することと致します。

つきましては、ご多用中、誠に恐縮に存じますが、下記「議題事項」につき、同意いただける場合は別紙「同意書」にご署名のうえ、同封の封筒にて令和7年1月19日までに当協会必着で、ご送付下さいますようお願い申し上げます。

併せて、本検討につきましては、委員より別紙のとおり御意見が提出されており、併せて消費者庁の見解が示されていますことを申し添えます。

敬具

記

議題

(1) 魚介類の名称のガイドライン改正案について

以上

令和6年度魚介類の名称のガイドライン改正案検討に係る意見及び消費者庁の見解

[小野委員より]

- ・当該ガイドラインの改正案において、ヒラケンサキイカ、アジアケンサキイカ、ヤセケンサキイカの3種については、各種に対していずれの名称も一般的な名称例として使用出来るように整理されている。この改正案については、市場での価値に影響しないのであれば、流通上は問題ないと思慮する。
- ・一方、例えばモンゴウイカやマツイカなど明らかに複数種を含むことが認知されている名称と比較すると、具体性があり分類の粒度が細かくなっているため、一見して細かく種判別をされているように認識されてしまう可能性がある。仮に市場で名称ごとに統計データを取り、学術研究や資源管理などに利用する場合には、各種固有のデータとして誤認を起こしてしまうことが懸念される。ただし、現段階ではこのようなデータ収集は行われていないと伺っている。
- ・本検討委員会での意見としては、確率は低いものの、こうした誤認の発生を防止する観点から、これら3種が厳密な種判別に基づいて取引されているものではないことを強調すべきであり、資料に特記いただきたい。

[消費者庁見解]

- ・現時点では、ヒラケンサキイカ、アジアケンサキイカ及びヤセケンサキイカを識別した流通の統計はないと認識しているが、仮にそのようなデータ収集が必要な場合は、データの信頼性を十分に精査した上で活用されるものと考えられること、また、前記3種の名称の表示例については本ガイドラインにより広く明らかにされることから、現時点において、特別な配慮は不要と思慮される。

[高田委員より]

- ・ヒラケンサキイカ、アジアケンサキイカ及びヤセケンサキイカについて、一般的な名称を3種の標準和名どれを使ってもよい案となっている。これは、一般的な名称として、「ヤリイカ」及び「ケンサキイカ」は優良誤認が生じる恐れがあるため、「～類」は消費者が受け入れづらいことが予想されるため、新たな名称は学術的に混乱を生じる恐れがあるため、使用もしくは創出しづらいという背景がある中で、そもそも3種は現場レベルで識別不能というこれまでの議論を踏まえ、何とか解決を見出そうとした結果の案であることは理解している。
- ・一方で、今回送付いただいた資料の中で、3種のうちヤセケンサキイカの価格が他2種に比較して安く、他2種の主に流通するサイズに比較して大きいため、これは現場レベルで識別ができているということではないのかと思慮する。その場合で今回の案どおりの運用となれば、今後ヤセケンサキイカと現場で識別されているのに、ヤセケンサキイカと表示されるも

のはなくなるのではないか。

・本案は、単に「3種については、一般的名称として3種の標準和名のどれを使ってもいいですよ」という趣旨ではなく、「標準和名で表示することが原則であるが、3種が混獲され現場での形態的な識別が困難である場合は主たる種類の標準和名のみで足りる」という理解で良いか。

[消費者庁見解]

魚介類の名称については、種ごとの名称を表示することが原則であり、ヒラケンサキイカ、アジアケンサキイカ及びヤセケンサキイカについても、例外ではない。本案は、ご指摘のとおり、識別が困難な場合に限り前記3種の内、いずれかの名称を用いることを認めることと理解される。